

支援従事者には性暴力を防ぎ、被災者を守る責任があります。

支援者から被災者に対する性暴力は決して許されません

性暴力は本人が望まない全ての性的な行為です。レイプ・セクシャルハラスメント、わいせつな行為、子どもへの性的虐待、性的な画像撮影などが含まれます。

支援団体・ボランティア受け入れ団体に相談窓口を作ります。被災者が支援者からの性暴力の被害に遭ったという疑いを見聞きした場合に、報告を受けられるようにします。



被災者が性暴力の被害に遭ったことがわかったら、その方の安全と健康に配慮し、守秘義務を守ります。

被害者/サバイバーの方の希望を尊重し、専門的な支援につなぎます。

予防・再発防止策を策定する責任があります。

PSEAに
取り組むために、
実践ハンドブックを
ご活用ください

日本語版



英語版



PSEA（性的搾取・虐待からの保護）

担当者：

連絡先：

参考資料

UN Secretariat (2003) Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse. Secretary-General's Bulletin. ST/SGB/2003/13. IASC (2019) IASC Six Core Principles Relating to Sexual Exploitation and Abuse.

発行者：PSEAHワーキング・グループ（事務局・特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）） <https://www.japanplatform.org/PSEAH/>